

議案第 15 号

富津市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

富津市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 23 年 2 月 25 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

安心して子育てできるまちの実現のための施策として、平成 23 年度から子宮頸がん予防ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン等の予防接種を実施することに伴い、当該接種に起因する健康被害を富津市予防接種健康被害調査委員会の調査対象に含めるため、条例の一部を改正するものである。

富津市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例

富津市予防接種健康被害調査委員会設置条例（昭和54年富津市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定に基づき、市の」を「市長が」に改め、「資するため」の次に「、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき」を加える。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。